

## ◆ 令和2年1月6日から求人票と公開方法が変わります ◆

令和2年（2020年）1月6日以降、求人申込される場合、求人内容について追加の確認事項があります。お手数をおかけしますが、ご協力お願い致します。

令和2年（2020年）1月6日にハローワークのシステムが新しくなります。

ハローワーク内の求人検索用端末でも、インターネット上でも、同じ求人情報が公開されます。

より多くの求職者の方々に、より詳しい事業所情報や求人情報を提供できるようになりました。

詳細は兵庫労働局のホームページ（[こちら](#)）をご覧ください。

求人票の様式変更や公開方法の変更に伴い、求人条件や事業所情報について確認や追加情報の登録を行っていただく必要があります。追加情報のご登録は、以下より追加項目様式をダウンロードいただくか、ハローワーク姫路 求人部門まで電話またはFAXにより、ご請求ください。

### ●令和2年（2020年）1月6日以降、求人のお申込は以下の方法があります。

#### 【求人更新される場合】

以下の書類が必要となります。※【必須】様式のみ提出で、求人更新は可能です。

#### 【必須】

前回の求人票または前回の求人票に訂正箇所を記入したもの

事業所情報用【基本項目】 確認票 [\[ダウンロード\]](#) ※未提出の場合

記入見本 [\[ダウンロード\]](#)

求人情報用【基本項目】 確認票 [\[ダウンロード\]](#)

記入見本 [\[ダウンロード\]](#)

※求人情報用【基本項目】確認票については求人票ごとに1枚ずつご提出ください。

上記必須項目以外にも、条件に該当する場合等、登録が必要な情報があります。（[こちら](#)）

既に登録済で変更がない場合などは提出不要です。

※求人情報用【詳細項目1・2】確認票については求人票ごとに1枚ずつご提出ください。

#### 【ハローワークに求人申込み実績があるが、初めて募集する職種の場合】

以下の書類が必要となります。

#### 【必須】

求人申込書（筆記式） [\[ダウンロード\]](#)

事業所情報用【基本項目】 確認票 [\[ダウンロード\]](#) ※未提出の場合

上記必須項目以外にも、条件に該当する場合等、登録が必要な情報があります。（[こちら](#)）

既に登録済で変更がない場合などは提出不要です。

上記のほか、インターネットからの申し込みも可能です。

以下の【ハローワークに求人申込み実績がない場合】方法①と同様の手続きが必要です。

## 【ハローワークに求人申込み実績がない場合】

以下の方法があります。

### 方法① 令和2年（2020年1月6日～）

会社のパソコンなどから「ハローワークインターネットサービス」上で「求人者マイページ」を開設し、事業所情報や求人情報を入力（仮登録）後に、ハローワーク姫路に出向き、申込み手続きを行う。

「求人者マイページ」開設については [こちら](#)。

### 方法②

筆記式の事業所登録シート・求人申込書に記入する。

#### 【必須】

- 事業所登録シート①（筆記式） [\[ダウンロード\]](#)
- 求人申込書（筆記式） [\[ダウンロード\]](#)

#### 【任意】

- 事業所登録シート②（事業所PR情報）（筆記式） [\[ダウンロード\]](#)

※事業所新規登録の場合、事業実態を確認できる書類（法人登記簿・開業届など）を一部ご用意ください。

詳細はハローワークへお問合わせください。

## ●令和2年（2020年）1月6日より前に申込まれた公開中の求人条件の変更を行う場合

### 【登録が必ず必要な情報】

- 事業所情報用【基本項目】確認票 [\[ダウンロード\]](#) ※未提出の場合  
記入見本 [\[ダウンロード\]](#)
- 求人情報用【基本項目】確認票 [\[ダウンロード\]](#)  
記入見本 [\[ダウンロード\]](#)

※求人票ごとに1枚ずつご提出ください。

※条件変更されない場合、12月末までに公開開始する求人票は『求人情報用【基本項目】確認票』を提出いただかなくても公開期限日まで公開されています。

上記必須項目以外にも、条件に該当する場合等、登録が必要な情報があります。 [こちら](#)

追加登録がない場合、追加登録を希望されない場合は提出不要です。

※求人情報用【詳細項目1・2】確認票については求人票ごとに1枚ずつご提出ください。

## ●事業所の画像情報（外観・職場の写真・パンフレットなど）について

これまでハローワーク内に設置されたパソコン（検索用端末）で公開していた画像情報については、令和2年（2020年）1月6日時点では非公開になります。ご登録いただいた内容をインターネット上でも公開をご希望の場合、画像情報の著作権・肖像権に関する承諾書の提出が必要となります。

なお、内容確認のためご来所が必要です。

- 承諾書 [\[クリックしてダウンロード\]](#)

◆◆◆ **事業主のみなさまへ** ◆◆◆

新システム変更に伴う移行作業のため、求人票に係る処理に大幅に時間がかかることが予想されます。  
出来る限り迅速な対応に努めてまいります。ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。